

松本市告示第693号

駅まち空間デザイン検討会議設置要綱を次のように定める。

令和7年11月25日

松本市長 臥雲 義尚

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本駅周辺の価値を高め、まちの再活性を図るため、駅まち空間デザイン検討会議(以下「検討会議」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、松本駅周辺交通ターミナル機能の強化に係る次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 松本駅周辺の将来像に関する事。
- (2) 交通施設整備に関する事。
- (3) 関係団体との調整に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事。

(組織)

第3条 検討会議は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 交通事業関係者
- (3) 商業及び観光関係団体の代表
- (4) 交通政策に係る県関係者
- (5) 市職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

(プロジェクトチーム)

第7条 検討会議は、協議及び調整を円滑に行うため、プロジェクトチームを置くこ

とができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、交通部交通ネットワーク課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年11月28日から施行する。